

開催期日 令和3年9月15日

開催場所 中島村役場2階会議室

中島村農業委員会議事録

中島村農業委員会

中島村農業委員会議事録

1. 会議開散会の日時及び場所

開 会 令和3年9月15日 午後1時30分
閉 会 令和3年9月15日 午後2時26分
場 所 中島村役場2階会議室

2. 会議に提出した議案

議案第1号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する
処分について
議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する
～第4号 処分について
議案第5号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について
議案第6号 中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕(案)に対す
る意見の決定について

3. 会議を組織する者及び委員の出欠状況

定員12名中・出席者11名・欠席者1名

4. 会議に参加した者

中島村農業委員会事務局長 本 間 俊 一

5. 会議書記

中島村農業委員会主任主事 萱 森 枝 里 子

6. 開 会

事務局長

事務局長をして、令和3年第8回の農業委員会を開催する旨を宣した。

会 長 (あいさつ)

どうも改めましてこんにちは。令和3年第8回の中島村農業委員会総会のご案内申し上げたところ、皆様方におかれましては、大変お忙しい中お集まり頂きまして誠にありがとうございました。

本日は天気が良いといえますか、最近雨ばかりが続いておりましたので、農作業にも支障をきたしていたのかなと思われます。これから秋に向かって、いろいろと忙しくなるのかなと思われます。今回をもちまして今期の最後の定期総会となります。3年間、いろいろと皆様方にはお世話になりましてありがとうございます。今回はですね、議案が6件ございますので、どうぞ慎重審議よろしくお願い申し上げます。大変粗辞ですがご挨拶とさせていただきます。本日は大変ご苦勞様でございます。ありがとうございました。

事務局長

議事録署名人の選出からは、議事進行を会長にお願いする旨を宣した。

議 長

議事に入る前に議事録署名人の選出について、3番天倉光喜委員、4番鈴木

一男委員を指名した。

議 長

議事に入る旨を宣し、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第1号受付番号第1号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、9月4日に申請人・●●●●さん、申請代理人の行政書士・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、9月4日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第1号受付番号第1号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても9月4日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われま。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第1号農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について

議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第2号受付番号第10号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第2号受付番号第10号につきまして、9月4日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、9月4日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、終了後は農地へ復元するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5番水野谷一男農業委員

議案第2号受付番号第10号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても9月4日に確認致しましたが問題はなく、終了後は農地へ復元するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があつたが、質問等ないか諮つたところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮つたところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第2号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第3号受付番号第11号について、確認担当委員に報告を求めた。

事務局

本日欠席されている芳賀推進委員より報告をいただいておりますので、代読させていただきます。議案第3号受付番号第11号につきまして、9月7日に

設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さんにお会いし確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、同日に確認致しましたが問題はなく、終了後は農地へ復元するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

4番鈴木一男農業委員

議案第3号受付番号第11号につきまして、芳賀推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また芳賀推進委員と同様に現地についても9月7日に確認致しましたが問題はなく、終了後は農地へ復元するため、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第3号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第4号受付番号第12号について、確認担当委員に報告を求めた。

5番大木一男推進委員

議案第4号受付番号第12号につきまして、9月4日に設定人・●●●●さん、被設定人・●●●●さん、●●●●さん、申請代理人の行政書士・●●●●●さんにお会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても、9月4日に水野谷委員と確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

5 番水野谷一男農業委員

議案第4号受付番号第12号につきまして、只今大木推進委員より報告がありました内容については間違いございません。また大木推進委員と同様に現地についても9月4日に確認致しましたが問題はなく、周辺の農地に影響はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第4号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する処分については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

議案第5号受付番号第15号について、確認担当委員に報告を求めた。

6 番八代一典推進委員

議案第5号受付番号第15号につきまして、9月9日に貸し手・●●●●さん・●●●●さん、借り手・●●●●さんに直接お会いして確認したところ、申請内容の通り間違いございませんでした。また現地についても9月9日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

引き続き農業委員からも報告を求めた。

6 番円谷宣芳農業委員

議案第5号受付番号第15号につきまして、只今八代推進委員より報告がありました内容につきましては間違いございません。また八代推進委員と同様に現地についても9月9日に確認致しましたが問題はなく、借り手は認定農家であり、耕作についても問題はないものと思われます。以上、報告終わります。

議 長

確認担当委員より報告があったが、質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数であるため採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第5号農用地利用集積計画に対する意見の決定については、原案のとおり可決決定された旨を宣した。

議 長

引き続き、議案6号中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について上程し、事務局に説明を求めた。

事務局長

議案第6号中島農業振興地域整備計画〔農振除外〕（案）に対する意見の決定について議案書に従い朗読説明した。

議 長

事務局長からの説明のとおり、田んぼなんですよ。ただ畑として利用していた。ブロッコリーなんかを作っていたようですけれども、あまり芳しくないといった状況のようでございます。ここはもともと持っていた土地ではなく前に購入したんですよ。

6番八代一典推進委員

●●●●さんから買った土地です。

議 長

皆さん現地は分かりますか。現在の●●●●の駐車場の横ですね。草がけっこう生えている所ですね。

6番八代一典推進委員

今年2回草刈りをしたけれども、肥やしがのっけていてすぐ伸びてしまうようです。

議 長

質問等ないか諮ったところ。

—— 異議なしの声多数 ——

議 長

異議なしの声多数でありますので採決する旨を宣し、本案件について異議ないか諮ったところ。

—— 全員異議なしの声あり ——

議 長

異議ないものと認め、議案第6号中島農業振興地域整備計画の変更[農振除外](案)に対する意見の決定については、原案のとおり異議ない旨村長へ進達する旨を宣した。

議 長

以上をもって、全議案審議終了の旨を宣した。

事務局長

その他に入る旨を宣し、事務局より説明。

一点目 「本県農業の発展に向けた要請」に関する組織検討について

二点目 許可不要事業の事業計画書の提出について

三点目 村民からの相談について

四点目 積立金の精算について

五点目 今後のスケジュールについて

会長より 御礼のことば

事務局長

以上をもって、閉会する旨を宣した。

閉 会 の 日 時
令和3年9月15日 午後2時26分